

資料1 仙台市震災対策アクションプラン事業一覧

施策の柱① 揺れによる被害の軽減

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画1	※1	仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業	本市が派遣する耐震診断士が、戸建木造住宅の「耐震診断」及び「耐震改修計画案の作成」を実施するもので、その費用の一部を本市が負担します。	都市整備局
	※2	仙台市木造共同住宅耐震診断促進事業	本市が派遣する耐震診断士が、木造共同住宅等の「簡易な耐震診断」を実施するもので、その費用の一部を本市が負担します。	都市整備局
	※3	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業	本市の耐震診断の結果、耐震改修工事が必要とされた戸建木造住宅について、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	都市整備局
	※4	仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付事業	分譲マンションの管理組合が実施する「耐震精密診断」に要する経費の一部を補助します。	都市整備局
	※5	仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付事業	耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された分譲マンションについて、耐震改修工事に要する経費の一部を補助します。	都市整備局
行動計画2	※6	仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業	耐震診断が義務付けされた大規模建築物及び不特定多数の者が利用する大規模建築物及び昭和56年以前に建築された災害時に避難者の受け入れ等が可能な一定規模以上のホテル・旅館を対象に、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化を促進します。	都市整備局
行動計画3	※7	公共建築物等防災対策	市有建築物の耐震化はほぼ完了していますが、今後の大規模な地震等の発生に備えて、耐震性能を保持するため、定期点検等を適切に実施します。また、計画的に進めている大規模改修に併せて、特定天井における脱落対策を実施します。	都市整備局
行動計画4	※8	窓ガラスの飛散防止対策	今後の大規模な地震等の発生に備え、公共施設の用途に応じた有効な飛散防止対策を行います。また、施設管理者に設置している飛散防止フィルムの定期的な点検を促し、必要に応じて修繕等を行います。	都市整備局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行 動 計 画 5	9 ※	仙台市ブロック塀等 除却工事補助事業	地震に強いまちづくりを推進するために、公道等に沿って設けられた危険性が高いブロック塀等については、所有者に対して周囲への注意喚起を促すとともに補助制度の活用等により除却に向けた取り組みを促進します。コンクリートブロック塀の倒壊被害の原因は、経年劣化によるもののほか、簡易な施工のため建築基準法等の仕様規定に合致しないものが見受けられることから、建築主に対し構造等安全性の周知とともに設計者や施工者への技術的基準の遵守を求めることにより、新設されるコンクリートブロック塀の安全性の確保を図ります。	都市整備局
	10 ※	認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の支援	建物倒壊等での人的被害を防ぐため、高齢者福祉施設等の耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等に係る費用の補助を行います。	健康福祉局
	11 ※	生垣設置の推進	市街化区域内において、ブロック塀を生垣へ変更する個人や事業者へ費用の補助を行います。	建設局
	12	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付事業	「仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業」の対象となるもののうち、耐震改修工事に併せてリフォーム工事を実施する場合に、耐震改修工事に要する経費について、上記補助に加算して補助します。	都市整備局
	13	仙台市分譲マンション耐震予備診断支援事業	本市が派遣する耐震診断技術者が、分譲マンションの管理組合からの申込みにより、「耐震予備診断」を実施するもので、その費用の一部を本市が負担します。	都市整備局
	14	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進	地震発生後の救急・医療活動等に必要な人員等を輸送する道路としての機能を担う緊急輸送道路の幹線道路について、建物等の倒壊等により道路の機能が失われないように、沿道建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化を促進します。	都市整備局
	15	耐震化の啓発	「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」、「液状化予想マップ」の3種類の地震ハザードマップについて、住宅・建築物の耐震化を促進するなど、建築物の所有者等が地震防災対策をより身近なものとして捉え、耐震化の促進につながるよう、活用及び周知を図ります。	都市整備局
	16	屋外広告物等落下物対策	屋外広告物等の落下事故を防ぐため、条例に定める管理及び安全点検が適切に行われるように、ビルや屋外広告物の所有者、管理者、関係業界等に対し、制度の周知啓発、指導を行います。	都市整備局
	17	市街地開発	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の支援等により、市街地環境の改善及び都市の防災性向上に努めます。	都市整備局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	18	仙台市都心部建替え促進助成金	都心部において、建替え後の用途等について要件を満たす建替え事業に対し、助成を行うことにより、更新を促進し、都心の機能強化と市街地環境の改善を図ります。	都市整備局
	19	個別施設整備計画に基づく学校施設の適正な整備及び維持管理	建築年次により学校施設を4グループに区分し、旧耐震基準により建設された学校施設を順次建替えることを基本とし、20年を基本周期とした長寿命化改修を行い、機能維持と建物の長寿命化を図る改修を計画的に進めていきます。	教育局
	20	児童館の老朽化対策推進	開設から相当期間を経過した児童館については計画的に大規模改修工事を行い、施設の環境改善を図ります。	こども若者局
	21	民間児童福祉施設整備補助	老朽化した民間児童福祉施設について、入所児童等の安全な環境を確保するため、改築等への支援を行います。	こども若者局
	22	保育所等の老朽化対策推進	老朽化した保育所及び認定こども園について、子どもたちにとって安全な環境を確保するため、大規模改修及び改築整備による環境改善を図ります。	こども若者局
	23	障害福祉サービス事業所等整備促進事業	特別支援学校を卒業する知的障害のある方の受け入れ先確保策として、今後需要超過が見込まれる区への民間による生活介護事業所の整備に対し、費用の一部補助を行います。	健康福祉局
	24	新設されるコンクリートブロック塀の安全対策	コンクリートブロック塀の倒壊被害の原因は、経年劣化によるもののほか、簡易な施工のため建築基準法等の仕様規定に合致しないものが見受けられることから、建築主に対し構造等安全性の周知とともに設計者や施工者への技術的基準の遵守を求めることにより、新設されるコンクリートブロック塀の安全性の確保を図ります。	都市整備局
	25	高齢者福祉施設等の非常用自家発電設備の整備の推進	高齢者福祉施設等において、災害による停電時にも、施設機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備に係る費用の助成を行います。	健康福祉局
	26	家具等の転倒防止対策の啓発	直下型地震においては、より激しい揺れが想定されることから、家具・家電の転倒、落下による死傷者の発生を防ぐため、各家庭や学校、事業所等に対し、様々な機会や媒体を活用した地震の備えや対策等の普及啓発を行います。	危機管理局
	27	防災重点農業用ため池の対策	追加で必要となった箇所への防災対策工事を県と連携し順次進めるとともに、監視システムを11箇所に追加整備します。	経済局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	28	仙台市宅地耐震化推進事業	大地震時における滑動崩落等による宅地の被害を軽減するため、大規模盛土造成地における変動予測調査を行い住民への情報提供等を図ります。また、調査の結果、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地に対しては、必要に応じて対策工事の検討を行います。	都市整備局
	29	宅地擁壁の支援制度	宅地擁壁の安全性を高める目的で、宅地擁壁の安全対策等に係る支援制度を運用しています。 ◆宅地擁壁の専門家派遣制度 宅地擁壁の安全性に関する相談に対して専門家が助言する制度であり、擁壁の危険度を専門家が無料で診断し、改修の提案や技術的な提案を行います。 ◆宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度 擁壁の安全対策工事に要する費用の一部を助成する制度であり、擁壁の災害に備える恒久対策又は被災後の応急対策に係る費用の一部を助成することで、被害の防止や軽減を図っていきます。	都市整備局
	30	盛土規制法に関する基礎調査	宅地造成及び特定盛土等規制法を適正に運用することを目的として宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査に加え、盛土等に伴う災害防止のための調査を実施します。	都市整備局

施策の柱② 火災による被害の軽減

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画6	1※	感震ブレーカー設置促進事業	大規模地震時の電気火災を防止するため、引き続き避難時におけるブレーカーの遮断、再通電時における電気機器の確認等の啓発を図るとともに、感震ブレーカーの設置を普及・促進します。	危機管理局 消防局
	2※	産学官金民連携による地震火災対策の推進	本市と包括連結協定を締結している企業が、互いの顧客接点等を生かして地震火災防止の啓発や商品開発等で連携した取り組みを展開します。	危機管理局
行動計画7	3※	住宅防火対策	住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率の向上や適切な維持管理の促進に向けた実効性のある情報発信を行います。	消防局
	4※	地域密着で取り組む火災の無いまちづくり	女性防火クラブ等の地域団体と連携した地域に密着した防火対策や、将来地域を支える幼児・児童を対象として、防火防災意識の醸成を図ります。 また、高齢者の火災による死傷者数の低減を目指し、防火訪問の対応体制を強化するとともに、災害弱者世帯を対象にした住宅用火災警報器や家具の転倒防止器具の取付け支援を行います	消防局
行動計画8	5※	初期消火活動の啓発と訓練支援の推進	市民、企業に対する初期消火活動の啓発や、訓練支援を行うとともに、訓練用資機材の整備を図ります。	消防局
行動計画9	6※	消防車両、装備・資機材及び消防署所の整備	的確かつ継続的に災害対応ができるよう、消防車両、装備、消防署所の適切な維持・充実に努めます。	消防局
	7※	消防活動体制の充実強化	地震に伴う大規模火災を始めとした各種災害において被害を最小限に止めるため、複合災害を想定した実践的な訓練を行うとともに、特殊災害に対応する部隊運用や資機材の整備を図り、消防活動の高度化を推進します。	消防局
行動計画10	8※	消防水利施設整備	耐震性のある防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、既存水槽の維持管理を継続します。	消防局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 11	9 ※	消防団充実強化	災害対応力を強化するため、安全装備品等を更新、配備するとともに、実火災体験型訓練施設等を活用した実践的な訓練を消防職員と連携して行います。	消防局
	10 ※	消防団活動支援	消防団活動拠点施設である消防団機械器具置場の機能向上を図るとともに、消防団事務の効率化を進めます。	消防局
	11	市街地開発〔再掲〕	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の支援等により、市街地環境の改善及び都市の防災性向上に努めます。	都市整備局
	12	特殊建築物等の防災対策	建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携等により、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図ります。	都市整備局 消防局
	13	避難空間（都市公園等）の確保	一時的な避難場所としての機能や火災の延焼防止機能といった防災機能の充実に向け、公園整備を促進するとともに、公園施設総合改修計画に基づき、施設改修を進め、避難の場や救護活動等の場として、機能維持と併せ施設の倒伏防止等の防災対策を進めます。	建設局
	14	都市緑化推進	公共施設や街路等の公共空間における緑化を進めるほか、条例に基づく緑化義務制度の運用や、民有地の生垣、屋上、壁面等への緑化助成により、公民連携のもと質の高い緑化を推進します。これら緑や自然の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラにより、延焼防止の軽減等防災上の効果が期待できます。	建設局
	15	指定避難所（学校グラウンド）の整備	指定避難所としての機能を補完するため、市立学校のグラウンドの整備を経年劣化の状況等も踏まえて適時進めていきます。	教育局
	16	災害等による出火防止対策の啓発	地震等の大規模災害等に起因する火災による二次災害発生を防ぐため、市民、企業等に対する火気使用設備器具等の安全指導や、初期消火活動の啓発を行い、大規模火災の元となる個々の出火の防止、延焼防止を図ります。	消防局
	17	都市ガス利用に係る広報活動	平常時には、ガス局が配布する「くらしの炎」、「ガスご使用の手引き」等を利用し、地震後のガス機器の確認や取扱いにおける注意点、マイコンメーターの復帰方法及びガス臭い場合の緊急連絡先の広報を行います。また、緊急時には、報道機関にマイコンメーターの復帰方法に関する報道を依頼するほか、ホームページ等も活用して必要な情報を幅広く周知します。	ガス局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	18	マイコンメーター設置	地震等によりガス漏れがあった場合に、ガスを自動遮断することで、宅地内における二次災害を防止しています。引き続き感震遮断等の機能を有するマイコンメーターの完全普及を推進します。	ガス局
	19	緊急消防援助隊関係車両等の機能強化	特別高度救助隊が様々な危険な状況で使用する救助工作車、特殊災害対応車、特別高度工作車をはじめ、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急車等が登録されており、市内の災害対応でも重要な役割を果たしていることから、計画的な車両更新を通じて、機能の強化を図ります。	消防局
	20	消防団活動拠点等整備	消防団活動の拠点となるコミュニティ消防センターの計画的な整備を図るとともに、必要な補修・修繕を行うなど活動環境の向上に努めます。 また、小型動力ポンプ付積載車や資器材を計画的に更新することにより、災害対応力の強化を図ります。	消防局
	21	地震に対する初期消火対策	大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化の推進及び消防訓練の実施を促進する等、初期消火対策の推進を図ります。	消防局
	22	石油コンビナート等特別防災区域における災害防止	過去に発生した事故の原因分析を踏まえ、立入検査を通じ、施設の適正な維持管理を促進するとともに、安全管理・保安教育等の指導を徹底します。	消防局
	23	危険物製造所等の事故防止対策	危険物、高圧ガス施設等関係事業者、関係団体等と連携し、事故防止に関する情報共有を図ります。	消防局
	24	仙台市地域防災リーダーの養成支援	平成 24 年度から令和 5 年度までの 12 年間で 1,193 名が仙台市地域防災リーダー(SBL)となり、地域性を考慮した防災計画づくりや防災訓練等の企画・実践等に取り組んでいます。今後も、活動支援のためのバックアップ講習会を開催し、個人の知識・技能の向上とあわせ、SBL 同士の連携強化を図ります。また、防災に対する男女共同参画の重要性に配慮し、女性の地域防災リーダーの養成を推進します。	危機管理局

施策の柱③ 津波による被害の軽減

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 12	1 ※	新たな津波浸水想定に対する指定緊急避難場所の整備	令和4年5月に公表された新たな津波浸水想定に伴い、市有施設や民間施設建築物等の安全性や各種条件等を確認したうえで、追加指定を検討していきます。	危機管理局 都市整備局 建設局
行動計画 13	2 ※	津波に対する避難行動等の再検証	令和4年5月に公表された新たな津波浸水想定により、新たに避難が必要となったエリアについて、避難に要する時間等を検証し、避難行動や津波避難施設の確保に関する考え方を整理します。	危機管理局
行動計画 14	3 ※	津波からの避難の手引き作成	津波の危険がある区域と避難場所、速やかな避難のために必要な事項をまとめた「津波からの避難の手引き」を作成し、市民への周知を行います。津波避難施設の見学を通じ、津波からの避難や備えについて市民へ普及啓発を図ります。	危機管理局
	4 ※	地域の津波避難計画作成・訓練等支援	津波から円滑に避難するための備えとして、津波浸水想定区域内の町内会による避難計画作成や避難訓練実施を支援します。津波避難施設を利用した避難訓練を実施するほか、避難計画づくりの支援を行います。	危機管理局
	5 ※	仙台市総合防災訓練	大規模災害から命を守り、市民生活の安全・安心を確保するため、6月12日「市民防災の日」の総合防災訓練をはじめ、帰宅困難者対応訓練、各地区総合防災訓練、津波避難訓練等、家庭（自助）、地域（共助）、公的機関（公助）による防災訓練を、年間を通して実施します。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 15	6 ※	津波避難広報体制(津波情報伝達システム等)	◆津波情報伝達システムの整備・運用 気象庁から津波警報等が発表された場合、防災行政用無線を活用して沿岸部等に設置した屋外拡声装置等からサイレンや音声で津波避難情報を一斉に伝達します。 ◆報道機関との連携 「災害時における放送(協力)要請に関する協定」に基づきラジオ・テレビ等による避難情報等を放送します。 ◆杜の都防災メール 杜の都防災メールにより地震や津波等の災害情報や避難情報等に関する情報を配信します。 ◆緊急速報メール 津波警報等が発表された場合に、避難指示を迅速に伝達するため、携帯電話等へ緊急速報メールを配信します。 ◆SNS(X(旧 Twitter)、仙台市公式 LINE) SNS(X(旧 Twitter)、仙台市公式 LINE)により津波情報や避難指示等の情報を発信します。 ◆仙台市避難情報ウェブサイト 避難指示や最寄りの避難所をホームページに掲載します。 ◆せんだい避難情報電話サービス 事前に登録した固定電話に、津波警報等の発表等に伴う避難情報を配信します。 ◆ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防車両及び広報車により、避難指示の巡回広報を行います。 ◆津波避難広報ドローン 津波警報等の発表時、海岸付近の来訪者に対して、ドローンが全自動で音声による避難広報を行います。 ◆町内会等への連絡 各区から状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報を伝達します。	危機管理局 消防局 各区
	7	津波減災施設の整備 (海岸堤防、防潮堤、海岸防災林)	海岸堤防、防潮堤、海岸防災林を整備します。また、高潮、波浪等の災害から防御するため、堤防等の適切な維持管理を行います。	経済局 建設局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	8	海岸公園整備	復興のシンボルにふさわしい公園として、施設の復旧を進めるとともに、避難の丘をはじめとした防災機能を追加するなど、防災の視点や自然環境に配慮した整備を行い、平成 30 年 7 月には、4 つの施設地区（岡田、荒浜、井土、藤塚）の災害復旧が完了し、全面利用が再開しています。また、新たに区域に追加する藤塚地区の防災集団移転跡地については、海岸防災林や避難の丘等、防災機能を備えながら自然環境に配慮した公園整備を行います。	建設局
	9	避難所スマートロック型キーボックスの設置	新たな津波浸水想定区域の指定避難所に、津波警報等による自動解錠及び職員等による遠隔解錠・施錠が可能となるキーボックスを設置することにより、指定避難所への確実・安全な避難経路を確保し、津波防災を推進します。	危機管理局
	10	防災意識醸成・災害対応力強化事業	地震に伴う津波により、水深 30cm 以上の浸水が想定される区域に所在する不特定多数の者が利用する防火対象物の消防計画及び危険物施設の予防規程並びに高圧ガス施設の危害予防規程の策定の指導を行います。	危機管理局 消防局

施策の柱④ ライフラインの被害防止

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 16	1 ※	電力、石油、LP ガスサプライチェーンとの連携推進	災害時にも、エネルギーの供給が継続されることが迅速かつ適切な避難行動、救援活動の重要な要素となるため、企業や各事業所等ができるだけ被害を受けないよう、事前防災、減災の取り組みを推進するほか、市の総合防災訓練等を通じた平時からの関係機関との相互連携に努めます。	危機管理局
行動計画 17	2 ※	橋りょう震災対策	緊急時における重要な路線（緊急輸送道路等）の交通を確保するため、当該路線の橋りょうについての耐震性を向上させ、安全性・信頼性を確保するための対策を行います。	建設局
	3 ※	無電柱化推進	地震や台風等、大規模な災害による電柱の倒壊等を防止し、道路の輸送機能の確保や救助活動の円滑な実施を図るため、緊急輸送道路等における無電柱化を推進します。	建設局
	4 ※	道路新設改良	市民生活の基盤となる地域の生活道路等について、発災時においても安全に通行できるように交通安全対策や道路改良等を実施します。	建設局
	5 ※	路面下空洞対策	路面下空洞に起因する道路陥没被害を未然に防止するため、緊急輸送道路や幹線道路を中心に、路面下空洞調査を実施します。空洞発生の主な原因は、路面下に埋設されている上下水道管をはじめとするライフラインの老朽化であることから、各施設管理者と情報を共有しながら、調査と対策を実施します。	建設局
行動計画 18	6 ※	経年本支管の計画的な入替え	大規模災害時における都市ガス導管の被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できるようにするため、耐震性の高い本支管への入替えを進めます。	ガス局
	7 ※	都市ガス供給設備の適切な維持管理	都市ガスの安定供給を確実にを行うため、導管・整圧器・ガスホルダー・バルブ等の供給設備等の維持管理・点検・整備・更新を適切かつ計画的に行います。	ガス局
	8 ※	都市ガス製造設備の適切な維持管理	港工場主要設備の維持管理を適切に実施するとともに、あわせて必要な保全措置を行い、安定製造、安定供給に努めます。	ガス局
行動計画 19	9 ※	水道施設の耐震化	経年化が進む国見浄水場において、耐震性確保の観点からも中原浄水場、熊ヶ根浄水場及び塩竈市梅の宮浄水場と合わせた統合更新を推進します。また、その他の水道施設においては施設ごとの状況に応じて計画的な更新・耐震化を行います。	水道局
	10 ※	災害時給水栓の活用促進	市立小・中・高等学校等の指定避難所に整備した災害時給水栓について、地域の方々に給水所の開設と運営が可能となるよう操作方法を周知します。	水道局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行 動 計 画 20	11 ※	下水道地震対策	震災時における都市機能及び公衆衛生を確保するため、耐震診断により下水道施設の耐震性を把握し、必要な施設の耐震化工事を進めます。	建設局
	12 ※	下水道情報システム構築	下水道管路情報を管理するシステム、処理場及びポンプ場の設備情報を管理するシステムの改修や、下水道台帳図、下水道施設・設備台帳の整備及び既存データ精度の向上といったシステムの充実と施設のデータ整備等を行います。また、現地での被災状況調査について、従来の紙ベースからスマートデバイスへDX化を図ることで、端末の位置情報から被災施設を特定できることに加え、被災内容や画像を調査本部でリアルタイムに把握できる下水道調査システムを導入することで、調査時間の短縮・正確かつ迅速な情報収集・復旧工事の早期立案等に寄与し、下水道管路施設の早期復旧を可能とします。	建設局
	13	交通ネットワークの整備	災害時における救命救助や物資輸送等のルートが確保できるよう骨格幹線道路網等の整備の推進を図ります。また、ネットワークの確保に向けて国、県、市それぞれの道路管理者が連携を図ります。	建設局
	14	道路防災対策	市民の生活に不可欠な道路の安全な通行を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路を中心に、法面对策及び路面下空洞対策を行います。	建設局
	15	道路施設長寿命化修繕	災害時における円滑な移動を確保するため、各道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防保全的な修繕等を行います。5年に1度点検を行い、要対策施設については、順次、修繕工事を実施します。	建設局
	16	空港・港湾関係機関との連携強化	災害等緊急時の対応について、仙台空港緊急計画連絡協議会及び仙台塩釜港仙台港区保安委員会の構成機関との連携強化を図ります。	危機管理局
	17	高速鉄道の安全輸送の確保	災害及び事故が発生した際においても、高速鉄道の安全な輸送を可能にするため、各種設備及び機器類の取扱い並びに運転技術について、最大限に発揮出来るよう習熟度及び技術の向上を図ります。	交通局
	18	地下鉄施設長寿命化	地下鉄施設について、効率的かつ効果的な予防保全工事を行うことにより延命化を進めます。土木構造物及び建築物の健全度調査を実施し、適切な補修工法を選定することで耐久性の向上を図るとともに、長期的な施設の維持管理費用の縮減を図ります。	交通局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	19	バス事業に係る災害対応マニュアルの作成	バス事業に係る災害発生時の初動対応を定めた「自動車部における災害対応マニュアル」を適宜見直し、災害発生時に実施すべき事項の周知を図ります。	交通局
	20	他の交通事業者との連携	輸送障害発生時には、市交通局と東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)との間で取り交わしている「運行不能時における相互情報提供に関する確認書」に基づき情報交換を行うとともに、必要に応じて代替輸送の対応を行います。また、地下鉄が運行不能となった場合の振替輸送の協力等、他の交通事業者との連携を図ります。	交通局
	21	石油コンビナート等特別防災区域における災害防止 [再掲]	過去に発生した事故の原因分析を踏まえ、立入検査を通じ、施設の適正な維持管理を促進するとともに、安全管理・保安教育等の指導を徹底します。	消防局
	22	危険物製造所等の事故防止対策 [再掲]	危険物、高圧ガス施設等関係事業者、関係団体等と連携し、事故防止に関する情報共有を図ります。	消防局
	23	ガス局港工場の津波対策	ガス局港工場について、津波浸水想定を踏まえ、設備の適切な維持管理に努めます。	ガス局
	24	中央卸売市場災害時情報連絡体制強化	災害時においても円滑な生鮮食料品等の流通を確保するため、防災携帯電話の導入のほか、大規模災害発生時において、情報の共有と災害対応の検討等を行う場内事業者との打合せを迅速に行えるよう、関係者の緊急参集訓練を定期的を実施します。	経済局
	25	中央卸売市場施設整備	農林水産省の支援である「強い農業づくり総合支援交付金」等を活用し、中央卸売市場(水産・青果、花き、食肉)における品質・衛生管理の高度化を図るための施設・設備等の増改築等を行うことで、食料等の安定供給に資するよう計画的な施設整備を実施します。	経済局
	26	燃料の流通停止の備え	大規模な災害が発生した場合は、物流の停止や小売店の被災等により、ガソリンや灯油等の燃料も入手困難になる場合があるため、市民や企業が、災害時の状況を想定し、各々で災害時に必要となる燃料の確保、備蓄を行う自助の取り組みを啓発します。	危機管理局
	27	災害対応自家用給油取扱所整備	災害発生時における緊急車両等の燃料確保に向け、複数の消防署に整備した災害対応自家用給油取扱所を適切に運用して、初動の対応力を高めます。	消防局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	28	災害時の燃料確保対応	災害時の燃料不足に対応するため、関連機関との情報共有、民間企業との協定締結等を推進するなど、燃料供給ルートの多重化を図ります。また、災害発生時に燃料の確保に関する業務を円滑に実施するため、災害時の燃料確保対応マニュアルにより、燃料確保体制の整備を図ります。	危機管理局 経済局
	29	原料受入ラインの複数化	港工場からのガス供給が困難になった際にパイプラインから天然ガスを受け入れる「緊急時ガス受入設備」(バックアップステーション)について、迅速かつ確実に運転できるよう適切な維持管理及び運転操作訓練を実施し、安定供給の一層の強化を図ります。	ガス局
	30	次世代エネルギー創出促進	特定のエネルギー源に依存しないエネルギー効率の高い都市づくりや、次世代エネルギー関連産業・研究開発の拠点化を進めるため、エネルギー関連事業者のエネルギー供給や研究開発を支援するとともに、民間事業者や大学等と連携し、次世代エネルギーの実証事業等の取り組みを推進します。	環境局
	31	ごみ処理施設の電力発電	ごみ処理施設における電力発電について、非常時に電気自動車等への電力供給源となる電力供給設備の設置について検討を進めます。	環境局
	32	民間の防災拠点への防災対応型太陽光発電システム導入補助	災害時において地域の防災拠点となりえる民間施設に対して、最低限必要な防災拠点機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業を対象に費用の最大 1/2 の補助を実施します。	環境局
	33	水道施設の長期停電対策の充実	大規模災害等による長期停電に備え、浄水場や主要な配水所・ポンプ場における非常用自家発電装置の燃料タンク増設等の対策を進めます。主要浄水場と重要施設(ポンプ場・配水所)については、燃料タンク増設等による 72 時間停電対応を目標とし、その他の施設については 24 時間の停電に対応可能な施設整備を行います。	水道局
	34	水道管路更新・耐震化	漏水事故の発生リスクを抑えるとともに、大規模地震等の災害発生時の被害を抑えるため、管路更新のペースを上げて、老朽化した送配水管路を耐震性に優れた管材に更新することで、管路の更新、耐震化を推進します。	水道局
	35	計画的な応急復旧資材の確保	災害時の応急復旧を迅速に行うため、管材料等を計画的に備蓄します。また、既存備蓄材の劣化補修や更新対策も行います。	水道局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	36	水運用機能の強化	水道施設事故や災害発生時の断水等影響範囲の縮小化、また他水系からの応急対応手段の確保等、非常時の安定給水確保や早期復旧に効果を発揮する水運用システムの整備拡充を図ります。	水道局
	37	災害対応における他の水道事業者・民間事業者との連携強化	仙台市水道局では、大規模災害に備え締結した、「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」等に基づき、他都市との災害時における連携強化に努めます。その枠組みに基づく札幌市、東京都、堺市及び個別協定を結んでいる新潟市の各水道局と定期的に合同防災訓練を実施するほか、日本水道協会東北地方支部で定期的に開催される合同防災訓練にも参加します。このほか、宮城県管工業協同組合をはじめとする関係団体や企業とも災害応援に関する協定を締結し、災害時の応急給水活動や応急復旧作業の対応強化に取り組みます。	水道局
	38	医療機関等への管路耐震化	医療機関等までの配水支管を耐震化し、災害時の給水を確保します。	水道局
	39	仙台市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の運用	災害発生時の被害の軽減と早期の回復を図るために、災害発生時に職員が取るべき対応と行動をあらかじめ定めた計画であり、仙台市では「地震・津波編」（平成 25 年 3 月策定）と「大雨編」（平成 27 年 3 月策定）の 2 種類を策定しています。今後、定期的な訓練・研修により下水道 BCP を組織や業務に定着させるとともに、必要に応じて見直しを検討します。	建設局
	40	他都市（下水道）との災害情報収集伝達訓練	東京都区部及び全国の政令指定都市下水道部局間の「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び北海道・東北ブロック間の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、他都市との相互協力体制の強化を図ります。年に 2 回程度の定期訓練を実施し、他都市の下水道部局間の連携を維持するとともに、適切なルールの見直しにより、ルールの実効性を高めます。	建設局

施策の柱⑤ 避難生活の支援体制の充実

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 21	1 ※	家庭内備蓄の推進	各家庭では一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが重要なため、家庭内備蓄の推進、啓発を行います。	危機管理局
	2 ※	災害時用備蓄(食料・飲料水・備蓄倉庫等)の推進	食料(クラッカー、アルファ米等)及び飲料水を指定避難所、補助避難所等に、粉ミルクを区役所・総合支所に備蓄しています。校舎内に備蓄スペースを確保できない市立小中高等学校については、防災備蓄倉庫の整備を検討します。また、備蓄の品目、アレルギー対応率向上及び備蓄物資の維持管理方法等の検討を行います。	危機管理局
行動計画 22	3 ※	避難所におけるプライバシー・寝床の確保	避難所における避難者の生活環境改善のため、新たにワンタッチパーテーションや簡易ベッドの備蓄を進めます。	危機管理局
	4 ※	指定避難所における災害用トイレの改善	災害時におけるトイレの確保及び管理は、被災者の命と健康を支える社会基盤サービスの一つであるとの認識のもと、避難所に必要な数のトイレを確保するため、関係部局が協力して指定避難所のトイレの整備を行います。	危機管理局 環境局 建設局
	5 ※	福祉避難所の機能強化	福祉避難所の新規協定締結を進め、市内の福祉避難所数を拡充していくとともに、協定済福祉避難所について、その円滑な運営が可能となるよう、施設への物資の備蓄や非常用発電機等の整備を継続して実施します。また、あらかじめ特定した要配慮者が福祉避難所へ直接避難可能となる指定福祉避難所の指定を進めて行きます。	危機管理局 健康福祉局
	6 ※	市立学校体育館への大型冷風機の設置	市立学校の体育館に大型冷風機を設置し、夏季に災害が発生した際の暑さ対策を推進します。	教育局
行動計画 23	7 ※	(仮称) 仙台市大規模災害時医療救護活動マニュアルの作成	大規模災害時に備え、災害時医療連絡調整本部が市災害対策本部や県災害対策本部との連絡調整等を円滑に行えるよう、マニュアルを作成します。	健康福祉局
	8 ※	多数傷病者発生を想定した災害対応訓練の実施	発災時の患者受入や他医療機関との患者転院搬送など、大規模災害による多数傷病者の発生を想定した災害対応訓練を実施します。	市立病院
	9	避難所等における備蓄物資の整備	災害時、避難生活の拠点となる指定避難所及び補助避難所等において緊急に必要となる物資の備蓄を行います。 また、備蓄物資のうち、使用期限があるもの(食料、飲料水、使い捨てカイロ、衛生用品等)が期限切れとならないよう定期的に更新し、非常時に即応できるようにします。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	10	災害応急用井戸	災害が発生して水道水の供給が停止したときに、井戸水を雑用水として近所の方に提供いただく「災害応急用井戸」の登録を進めます。登録情報の更新、新規登録井戸の募集及び表示プレートを作成を行います。	環境局
	11	災害時給水栓の活用促進〔再掲〕	市立小・中・高等学校等の指定避難所に整備した災害時給水栓について、地域の方々に給水所の開設と運営が可能となるよう操作方法を周知します。	水道局
	12	食料及び生活必需品の安定供給の確保等	被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換を行い、その安定供給の確保に努めます。	経済局
	13	帰宅支援となる公園整備	公園緑地が安全で安心な一時的な避難場所や滞在場所となるよう整備・再整備を行います。	建設局
	14	感染症対策	災害発生時には、様々な要因が重なり、感染症発生のリスクが大きくなることから、市民一人ひとりが適切な感染予防対策をとり、必要な医療が提供されることが重要であるため、予防接種の勧奨を含めた市民啓発及び感染症医療体制の確保に向けた対策を実施します。	健康福祉局
	15	避難所における感染症対策	避難所における感染症の発生・拡大を予防するため、避難所運営マニュアルにおいて、避難所のレイアウトや避難者の受け入れ方法等を示すとともに、飛沫防止のためのパーティションや消毒・衛生用品及び避難者受付を行う際に必要となる物品等の備蓄を行います。	危機管理局
	16	食品・飲用水の安全確保	災害によって不衛生な食品や飲用水が供給されないよう事業者等への必要な監視指導を行うほか、避難所における食中毒防止のための助言を行います。	健康福祉局
	17	避難所運営体制の整備	避難所運営について、その主体である地域団体、避難者、避難所担当職員、施設管理者・職員が、共通の理解のもとでそれぞれの役割を果たし、組織的に実施されるよう、防災訓練等の機会を通じ連携強化を図ります。 また、指定避難所ごとに作成されている「地域版避難所運営マニュアル」について、上記訓練や近年の災害事例等からの気づきや課題等を踏まえ、関係者の協議による定期的な見直しを促し、地域の実情に応じた避難所運営体制の整備に取り組みます。	危機管理局 市民局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	18	男女共同参画の視点の取り組み	仙台市避難所運営マニュアルに、避難所にいる全員が世代や性別に関係なく相互に連携して各種活動を実施すること、避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行うこと、各種活動において性別等によるニーズの違いやプライバシーへの配慮が行われるよう調整すること等を明記し、男女共同参画の視点を取り入れた各地域での避難所運営を推進します。	危機管理局 市民局
	19	災害時用公衆電話(特設公衆)設置	避難者が家族の安否確認等を行う通信手段として、指定避難所等へ配線及び端子箱等を事前設置するとともに、電話機、屋内配線を配備します。	危機管理局
	20	仮設トイレ組立式整備	指定避難所に備蓄している仮設トイレ組立式の洋式化を促進するとともに、避難所担当職員を対象とした組立訓練も行います。	環境局
	21	市立学校への空調設備設置	市立学校の普通教室等に空調設備を設置し、児童生徒の学習環境の整備と非常災害時における地域住民の避難場所としての機能向上を図ります。	教育局
	22	市立学校のトイレ洋式化及びひろびろトイレ設置	避難所となる屋内運動場トイレにひろびろトイレの設置を進めます。	教育局
	23	防災対応型太陽光発電システムの整備・運用	災害時における自立的な電源の確保と、平常時の二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内の指定避難所等に導入した太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを適切に運用します。	環境局
	24	福祉避難所までの管路耐震化	福祉避難所となる社会福祉施設までの配水支管を耐震化し、災害時の給水を確保します。	水道局

施策の柱⑥ 迅速な被災者支援

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 24	1 ※	物資集配拠点の整備	災害時は、「仙台市物資集配拠点運営マニュアル」により生活物資・食料等の物資を効率的に配分し、物資の在庫管理・入出庫・配送を一元的に行います。また、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、専門的な知識・技能を有する民間運送事業者との協定等により、物資供給体制を整備します。	危機管理局 経済局
	2 ※	緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等	あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、災害時応援協定締結団体と物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行います。	経済局
行動計画 25	3 ※	仙台市災害廃棄物処理計画の適宜見直し	より実践的な内容となるよう、必要に応じて適宜見直しを図ります。	環境局
	4 ※	ごみ焼却施設の整備	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、既存のごみ処理施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、災害時には速やかに復旧を行い通常のごみ処理体制を確保します。また、施設整備にあたっては、通常のごみ処理に加える確かな災害廃棄物処理体制が確保できるよう順次整備を進めます。	環境局
	5 ※	災害時における生活ごみ・避難所ごみの収集に関するバックアップ体制の構築	生活ごみを収集する車両へ運行管理システムを導入し、集積所の位置データや収集車両の走行データを蓄積することにより、災害時に収集事業者が被災した場合等にもバックアップが可能な仕組みを構築します。	環境局
行動計画 26	6 ※	旅行者等への対応	「仙台市観光危機管理マニュアル」等に基づき、旅行者等や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機をあらかじめ想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における旅行者等への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行います。	文化観光局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 27	7 ※	ボランティアセンター運営	仙台市社会福祉協議会が実施するボランティアセンター運営事業に対して事業費を助成し、ボランティアの全市的振興と地域福祉推進を図ります。また、地域向けボランティア育成講座の開催等による人材の育成や情報発信に努めるとともに、団体やNPO等への活動支援を継続して実施します。	健康福祉局
	8 ※	災害ボランティアセンター運営サポーターの養成	災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害時の支え合い、助け合いをサポートする災害ボランティアセンターの理解者を増やすことを目的に、仙台市社会福祉協議会が災害ボランティアセンター運営サポーターの養成を行います。	危機管理局
	9	廃棄物処理体制の整備	協定を締結している各業界団体と、平時からの訓練等により連携を強化します。	環境局
	10	「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」の発信	国内外におけるこれからの災害廃棄物対策の一助となるよう、今後も東日本大震災の経験や教訓を発信します。	環境局
	11	障害者災害対策推進	災害時における障害者の支援体制を確立することを目的に、災害時専門ボランティアの登録や研修を実施(いずれも仙台市障害者福祉協会に委託)します。また、障害福祉事業所向けBCP(業務継続計画)研修会を実施します。	健康福祉局
	12	被災建築物応急危険度判定士の養成と支援体制の充実	地震により被災した建築物の二次的被害を防止するため実施される応急危険度判定に必要な判定士の養成を推進します。また、広域的見地から設立された北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会及び宮城県建築物等地震対策推進協議会の一員として、地域の関係団体等と連携した支援体制の充実を図ります。	都市整備局
	13	被災宅地危険度判定士の確保と体制整備	大地震及び降雨等により被災した宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減を図るため、その危険度を判定する被災宅地危険度判定士について、本市職員の登録者数を確保します。なお、判定実施の際には、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、円滑な判定活動を行っていきます。	都市整備局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	14	大規模建築物の応急危険度判定の支援体制の強化	高度な建築構造に関する専門知識を持った判定士の確保、判定体制の確立を目的として、平成 26 年に全国初となる建築構造専門家団体と協定を締結しており、震度 6 弱以上の地震発生の際は災害時の帰宅困難者一時滞在場所等の施設について、自動判定することとしています。引き続き、発災後に速やかな判定を開始するための体制や判定方法等について、必要な見直し等を行っていきます。	都市整備局
	15	避難所等における応急危険度判定	建築の専門家 4 団体と締結した協定に基づき、震度 6 弱以上の地震発生の際には仙台市から要請があったものとみなし、指定避難所等の応急危険度判定を開始します。	都市整備局
	16	東日本大震災時の被災建築物応急危険度判定業務等の記録誌の情報発信等	震災時の被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、避難所等の安全確認の 3 つの判定活動について冊子としてまとめた「東日本大震災の教訓」について、被災建築物応急危険度判定に関するホームページにより、情報発信するとともに、活動における課題等を踏まえ、関係機関・団体等との連携体制や情報共有等について具体的な検討を進めます。	都市整備局
	17	復興を支える技術者等の確保	災害時に、地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し、迅速な復旧活動を行えるよう、災害時の応急措置等の協力について関係団体との協定に基づく体制を構築します。	関係部局
	18	仙台市中小企業融資制度特別相談窓口	復旧及び経営基盤の安定を図るための融資制度の運用や、市内支援機関と連携した特別相談窓口の開設により被災した中小企業の支援を行います。	経済局
	19	復旧復興に必要な用地の確保	発災時に円滑かつ迅速に応急仮設住宅建設に着手できるよう、プレハブ等の応急仮設住宅の建設候補地のリストを定期的に更新します。廃棄物仮置場候補地について、今後も適宜見直しを図ります。	財政局 環境局 都市整備局
	20	応急仮設住宅の迅速な整備・確保	応急仮設住宅について、建設型、民間賃貸住宅の借り上げ型のほか、公営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用等も勘案し、総合的に対応するため、宮城県とともに、建設事業者団体や、不動産団体等の関係機関と、日頃からの連携や情報共有を図ります。	健康福祉局 都市整備局
	21	被災者支援基礎情報システム	今後の災害を想定した被災者支援基礎情報システムを構築し、仮設住宅入居管理業務、住宅の応急修理受付業務、被災者生活支援金・災害義援金・災害見舞金受付業務、被災宅地危険度判定業務、被災者台帳作成業務等のシステム化を行っており、今後の災害に備え定期的な操作研修や維持管理を継続します。	まちづくり政策局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	22	応援協力に関する協定等	災害が発生し、被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、本市のみでの各種応急対策の実施は困難であるため、あらかじめ関係団体と応援協力協定を締結するなど応援体制の構築に努めます。	危機管理局 関係部局
	23	小地域福祉ネットワーク活動	地域特性に応じた住民主体の支え合い体制づくりを、地域と仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置するコミュニティソーシャルワーカーとの連携により推進し、災害時にも住民同士で支え合えるコミュニティづくりの充実・強化を図ります。	健康福祉局

施策の柱⑦ 地域の防災体制強化

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 28	1 ※	仙台市地域防災リーダーの養成支援 [再掲]	平成24年度から令和5年度までの12年間で1,193名が仙台市地域防災リーダー(SBL)となり、地域性を考慮した防災計画づくりや防災訓練等の企画・実践等に取り組んでいます。今後も、活動支援のためのバックアップ講習会を開催し、個人の知識・技能の向上とあわせ、SBL 同士の連携強化を図ります。また、防災に対する男女共同参画の重要性に配慮し、女性の地域防災リーダーの養成を推進します。	危機管理局
	2 ※	女性防火クラブ活動の充実	住宅防火対策の一翼を担う女性防火クラブについて、防火防災訓練や、防火に関する研修への参加を促し、一層の活動の充実を図ります。	消防局
行動計画 29	3 ※	マンション防災コミュニティ支援事業	マンション管理組合等が利用可能な各部署で実施している防災活動に対する支援制度について、一覧とし周知することで、防災をテーマとした居住者同士の交流のきっかけづくりを支援します。	危機管理局 都市整備局
行動計画 30	4 ※	消防団充実強化 [再掲]	災害対応力を強化するため、安全装備品等を更新、配備するとともに、実火災体験型訓練施設等を活用した実践的な訓練を消防職員と連携して行います。	消防局
	5 ※	消防団活動支援 [再掲]	消防団活動拠点施設である消防団機械器具置場の機能向上を図るとともに、消防団事務の効率化を進めます。	消防局
行動計画 31	6 ※	避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成推進	「仙台市要配慮者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者について、新たな名簿の整備や個別避難計画の作成等の取り組みを推進します。	危機管理局 健康福祉局
	7	消防団活動拠点等整備 [再掲]	消防団活動の拠点となるコミュニティ消防センターの計画的な整備を図るとともに、必要な補修・修繕を行うなど活動環境の向上に努めます。 また、小型動力ポンプ付積載車や資器材を計画的に更新することにより、災害対応力の強化を図ります。	消防局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	8	仙台市消防団協力事業所表示制度	被雇用者（いわゆるサラリーマン）の消防団員の割合が年々高まる中、消防団員の確保等には事業所等との協力体制が不可欠なため、仙台市の消防団に協力していると認められる事業所等に対し、地域における社会貢献の証として、表示証及び認定証を交付します。また、制度概要や優遇措置等、積極的な広報を行い制度の推進を図ります。	消防局
	9	応急手当普及啓発	救命効果の向上には、救急隊が到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民が人工呼吸や胸骨圧迫等の心肺蘇生法を的確に実施できることが重要であることから、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に推進します。	消防局
	10	応急手当協力事業所表示制度	事業所近隣で発生した傷病者に対し、従業員や市民等が事業所に設置された AED を持って駆け付け、救急車が到着するまでの間、応急手当を実施し救命効果の向上を図ることを目的とした「応急手当協力事業所表示制度(杜の都ハートエイド)」を推進します。	消防局
	11	外国人への啓発、支援	外国人住民の防災意識向上のため、関係団体と連携し、外国人住民を交えた防災訓練等を実施します。また、大規模災害発生時に外国人被災者の支援を行うボランティアを募集し、防災知識習得のための研修、防災訓練への参加機会の設定、講習会等を実施します。	文化観光局
	12	中小企業事業継続力強化	国や県、仙台商工会議所等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCP の普及啓発や策定支援を行います。	経済局
	13	コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備	小学校区に1 か所程度整備するものとし、市民センター、コミュニティ・センター等の建設又は増改築に併せて逐次その整備を進め、未整備地区の解消を図ります。また、コミュニティ防災センターの未整備地区については、整備されるまでの措置として簡易型防災資機材倉庫を設置します。	危機管理局

施策の柱⑧ 防災意識の醸成

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 32	1 ※	仙台防災ハザードマップ	洪水や土砂災害のおそれのある区域を地図に示したハザードマップと併せて、地震発生時の行動や津波からの避難行動、その他災害への備えに役立つ情報を掲載した「仙台防災ハザードマップ」により、防災意識の醸成を図ります。	危機管理局
	2 ※	地震ハザードマップ	日頃から地震に対する備えを行うことができるよう、地震の概要と地震による揺れやすさ等を記載した「地震ハザードマップ」を公表し、周知を図ります。	都市整備局
	3 ※	津波からの避難の手引き作成 [再掲]	津波の危険がある区域と避難場所、速やかな避難のために必要な事項をまとめた「津波からの避難の手引き」を作成し、市民への周知を行います。津波避難施設の見学を通じ、津波からの避難や備えについて市民へ普及啓発を図ります。	危機管理局
行動計画 33	4 ※	防災知識の普及啓発 (自助の促進)	自助を促進するため、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等の様々な機会を活用し防災知識の普及啓発に努めます。 ◆「防災シンポジウム・市民フォーラム」等の各種イベントや、災害 VR コンテンツを活用した体験型防災学習、大人から子供まで楽しく防災を学べる「せんだい防災のひろば」等で啓発を行います。 ◆防災・減災全般について、広く広報を行う『仙台市防災・減災アドバイザー』の配置、地域や企業における防災活動を紹介する「仙台防災ナビ」及び同 Facebook ページ等を活用し、自助の取り組みを推進します。 各種イベントや地域の防災訓練に参加しての啓発のほか、広報紙、ホームページや YouTube を通じて災害時給水栓の利用方法の周知に努めます。また、広報紙等による水の備蓄の啓発を行います。 各市民センターにおいて地域の防災体制づくりを支援するとともに、東日本震災を踏まえた講座、地域の防災・減災に資する講座等を開催します。	危機管理局 教育局 水道局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 34	5 ※	仙台市総合防災訓練 [再掲]	大規模災害から命を守り、市民生活の安全・安心を確保するため、6月12日「市民防災の日」の総合防災訓練をはじめ、帰宅困難者対応訓練、各地区総合防災訓練、津波避難訓練等、家庭（自助）、地域（共助）、公的機関（公助）による防災訓練を、年間を通して実施します。	危機管理局
	6 ※	各地区総合防災訓練	各地域の防災における特性及び実情等を考慮し、各地区総合防災訓練にて、地域の防災力向上を図ります。 ◆青葉区 多くの外国人が居住する地域について、大規模地震を想定した外国人対応（受入れ）訓練を実施します。 ◆宮城野区 防災訓練参加者等に、避難に必要な情報（テレビ、ラジオの他、杜の都防災メール、各種防災アプリ等）の入手方法を提示し、避難者自らが積極的に情報を入手し、より安全な避難方法や避難経路等を判断していくよう働きかけていきます。 また、マイ・タイムラインの検討を家族で行うことで、災害発生時における家族の安否確認が容易にできるよう働きかけていきます。 ◆若林区 将来の地域防災の大切な担い手となる中学生や高学年の小学生について、防災訓練への参加を推進するとともに、効果的な訓練種目の導入を行います。 ◆太白区 長町-利府線断層帯地震での地震発生により多数の長期避難者が想定されるとともに、高齢化が進んでいる地域が増えていることから、将来の地域防災の担い手育成のため、中・高生を中心にした防災訓練に取り組みます。 ◆泉区 訓練の企画・運営に関して、年齢や性別等によるニーズの違いに配慮し、多様な視点を取り入れた避難所運営訓練を推進します。	各区
行動計画 35	7 ※	仙台市防災に関する 市民意識アンケート 調査	本市の防災施策の策定に必要な基礎資料データを取得し、東日本大震災後の自助・共助の取り組み実態を把握の上、その分析結果を今後の防災施策に反映させます。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	8	家具等の転倒防止対策の啓発〔再掲〕	直下型地震においては、より激しい揺れが想定されることから、家具・家電の転倒、落下による死傷者の発生を防ぐため、各家庭や学校、事業所等に対し、様々な機会や媒体を活用した地震の備えや対策等の普及啓発を行います。	危機管理局
	9	家庭内備蓄の推進〔再掲〕	各家庭では一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが重要なため、家庭内備蓄の推進、啓発を行います。	危機管理局
	10	燃料の流通停止の備え〔再掲〕	大規模な災害が発生した場合は、物流の停止や小売店の被災等により、ガソリンや灯油等の燃料も入手困難になる場合があるため、市民や企業が、災害時の状況を想定し、各々で災害時に必要となる燃料の確保、備蓄を行う自助の取り組みを啓発します。	危機管理局
	11	帰宅困難者対策	東日本大震災時の課題を踏まえ、企業等に一斉帰宅を抑制するための啓発等を行います。仙台駅周辺については帰宅困難者一時滞在場所の運営支援及び一斉帰宅の抑制の啓発、より実効性のある対応訓練を実施するとともに、平時から発災後数時間までの仙台駅の周辺における事業者の共助による取り組みを示した「帰宅困難者対応指針」に基づく実動訓練を、泉中央駅周辺については、関係団体間での情報伝達訓練を行います。	危機管理局
	12	地域の津波避難計画作成・訓練等支援〔再掲〕	津波から円滑に避難するための備えとして、津波浸水想定区域内の町内会による避難計画作成や避難訓練実施を支援します。津波避難施設を利用した避難訓練を実施するほか、避難計画づくりの支援を行います。	危機管理局
	13	防災環境都市づくり推進	本市のブランド力の向上を図るため、フォーラム開催や国際会議への参画等により、本市の防災・減災に関する取り組みを国内外へ継続的に発信します。 ◆世界防災フォーラム等において、東日本大震災の経験と教訓や防災・減災の取り組みを世界へ発信します。 ◆本市の多様な主体による防災・減災の取り組みを地域向け・海外向けのホームページ等により発信します。 ◆防災・減災に関わる多様な主体が学び・発信する機会を確保するため、市民参加型のフォーラム等を継続的に実施します。 ◆国内外の新たな大規模自然災害の状況を捉え、そこから得る教訓等も踏まえ、市民や関係団体と連携しながら、地域、NPO、企業、大学等研究機関等の取り組みを発信し続けます。	まちづくり政策局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	14	震災メモリアル	◆せんだい 3.11 メモリアル交流館運営 東日本大震災を知り、学び、東部沿岸地域を回遊するための玄関口として、震災の状況とともに同地域の被災前の暮らしや魅力等を発信します。 ◆震災遺構運営 震災遺構仙台市立荒浜小学校と震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎の運営を通じて、津波の脅威を国内外に発信します。 ◆中心部震災メモリアル拠点整備 「防災環境都市・仙台ならではの災害文化創造拠点」を目指し、本市中心部における震災メモリアル拠点の整備に向けた検討を進めます。	まちづくり政策局
	15	ステークホルダーの育成	「仙台防災枠組 2015-2030」の採択都市として、性別や立場を問わない多様な市民が主体となる、しなやかで強靱な「防災環境都市・仙台」を目指し、仙台防災枠組講座を東北大学災害科学国際研究所との共催で開催します。	まちづくり政策局
	16	仙台市地域防災リーダーと連携した市民への伝承と啓発	各地域で経験した災害の教訓を、地域の防災リーダーが地元の子供達をはじめとする住民に、防災訓練や地域のイベントで伝えることで、災害を経験したことがない人達も自分の地域のこととして身近に考え備えることに繋がります。	危機管理局
	17	3がつ 11 にちをわすれないためにセンター	市民・専門家・スタッフの協働により、復旧復興のプロセスを市民が独自に記録・発信し、収集した映像等をアーカイブとして保存します。	教育局
	18	BOSAI 未来プロジェクト	東日本大震災の経験がない子どもたちや市民が増加し、震災の記憶の風化が課題となる中、教育関係機関等と連携し、震災遺構等を活用した事業の充実による経験と教訓、知見の伝承とともに、防災環境都市づくり、仙台防災枠組についての理解・浸透を意識したひとづくりを推進します。	まちづくり政策局
	19	仙台版防災教育	児童生徒に東日本大震災の教訓を伝え、記憶の風化を防ぎ、災害に関する正しい知識や防災対応力を身に付けさせるために、副読本や震災遺構仙台市立荒浜小学校の効果的な活用等、今後も継続した取り組みを行います。	教育局

施策の柱⑨ 災害応急体制の整備・強化

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 36	1 ※	新本庁舎整備	新本庁舎は、災害時における防災の中核拠点として、建物としての堅牢性を確保するとともに、業務継続性を可能とする庁舎として整備します。	財政局
	2 ※	(仮称) 新・災害情報センター移転整備事業	現行の災害情報センターを新本庁舎へ移転し、オペレーションルーム等を備えた、新たな災害情報センターを整備します。また、整備に併せて防災情報システム等を導入し、災害対策本部機能の更なる強化を図ります。	危機管理局
	3 ※	泉区役所建替事業	建物は免震構造を採用し、大地震後においても人命の安全性確保に加えて、建物機能が継続的に使用できる耐震性能を確保します。また、トイレには上水のほか、雨水・空調ドレン水を利用した計画とし、断水時でもトイレの継続利用が可能な計画とするほか、緊急用排水貯留槽を設置し、汚水本管破断時でもトイレの継続利用を可能とします。	泉区 財政局
行動計画 37	4 ※	総合消防情報システム更新	次期、総合消防情報システムの全更新では、国の標準仕様書に基づく指令システムにおける共通インターフェースの導入や業務系システムにおけるクラウド化等により、耐災害性及び災害対応力を強化したシステムの構築を検討します。また、一定の築年数が経過した無線基地局の耐震性について点検し、必要に応じて補強等を実施します。	消防局
	5 ※	防災行政無線の整備	災害発生時等の円滑な通信手段の確保のため、新たな防災行政無線システムの導入を検討します。	危機管理局
	6 ※	災害時の通信体制確保	災害発生時等の円滑な通信手段の確保のため、震災時、設備の損傷等により無線等現行の通信手段が使用できなくなる場合に備え、低軌道周回衛星を介した衛星通信サービスの導入を検討します。	消防局
行動計画 38	7 ※	SNS からの被害情報自動収集サービスの活用	SNS からの被害情報を収集するため、AI による自動収集サービスを活用し、正確性、効率性、迅速性のある情報収集により災害対策本部の対応力強化を図ります。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 39	8 ※	消防車両、装備・資機材及び消防署所の整備 [再掲]	的確かつ継続的に災害対応ができるよう、消防車両、装備、消防署所の適切な維持・充実に努めます。	消防局
	9 ※	消防活動体制の充実強化 [再掲]	地震に伴う大規模火災を始めとした各種災害において被害を最小限に止めるため、複合災害を想定した実践的な訓練を行うとともに、特殊災害に対応する部隊運用や資機材の整備を図り、消防活動の高度化を推進します。	消防局
	10	仙台市業務継続計画 (BCP)	大規模な自然災害が発生した場合の市役所全体の適切な業務執行を継続して行うための業務継続計画に基づき、災害対応業務と通常業務の中から、優先度を評価し、非常時優先業務を選定するとともに、庁舎、設備、備蓄等の対策の具体化と継続的な管理を行います。 なお、庁舎が被災し使用不能になることを想定し、災害対策本部の代替施設を選定していますが、さらに方面別に複数箇所の施設を確保します。	危機管理局
	11	仙台市災害時受援計画の策定	応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、仙台市災害時受援計画に基づき、応援要請及び応援部隊の受入れ・運用・連携等を行います。	危機管理局
	12	公共建築物等防災対策 [再掲]	市有建築物の耐震化はほぼ完了していますが、今後の大規模な地震等の発生に備えて、耐震性能を保持するため、法定点検等を適切に実施します。また、計画的に進めている大規模改修に併せて、特定天井における脱落対策を実施します。	都市整備局
	13	災害時の燃料確保対応 [再掲]	災害時の燃料不足に対応するため、関連機関との情報共有、民間企業との協定締結等を推進するなど、燃料供給ルートの多重化を図ります。また、災害発生時に燃料の確保に関する業務を円滑に実施するため、災害時の燃料確保対応マニュアルにより、燃料確保体制の整備を図ります。	危機管理局 経済局
	14	災害対応自家用給油取扱所整備 [再掲]	災害発生時における緊急車両等の燃料確保に向け、複数の消防署に整備した災害対応自家用給油取扱所を適切に運用して、初動の対応力を高めます。	消防局
	15	仙台市総合防災訓練 [再掲]	大規模災害から命を守り、市民生活の安全・安心を確保するため、6月12日「市民防災の日」の総合防災訓練をはじめ、帰宅困難者対応訓練、各地区総合防災訓練、津波避難訓練等、家庭(自助)、地域(共助)、公的機関(公助)による防災訓練を、年間を通して実施します。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	16	災害救助に係る体制整備	県及び関係機関との連絡調整会議等により、平時及び災害発生時の連携及び協力体制を確立します。	危機管理局
	17	災害時優先電話の管理・周知	災害時優先電話を適切に管理し、通信の確保に努めるとともに、通信回線の二重化等の検討を進め、有線回線網の信頼性向上に努めます。また、災害時優先回線に接続している電話機の明示や、取り扱い上の注意点等についての庁内周知を図ります。	財政局
	18	衛星携帯電話の周知	習熟訓練や定期通信試験により、衛星携帯電話の使用方法等について庁内での周知を図ります。	危機管理局
	19	通信機器の非常用電源の確保	停電による通信途絶を防ぐため、通信機器等の重要設備は非常用電源コンセントへ接続し、定期的に接続状況を確認します。	危機管理局
	20	多様化する 119 番通報対応	多様化する 119 番通報へ迅速・確実に対応するため、電話通訳サービスを介した多言語による三者間通話や、音声による 119 番通報が難しい方を対象とした「NET119 緊急通報システム」・「FAX119 番」・「メール 119 番」を運用します。また、スマートフォンを用いた「119 番通報映像サポートシステム」を活用し、災害現場の状況を視覚的に把握することで、効果的に災害対応を図ります。	消防局
	21	救急・救助活動、医療活動の推進	現場滞在時間の短縮や傷病者に適した医療機関への搬送、業務効率化を図ること等を目的とし、救急隊と災害拠点病院を含む市内医療機関が傷病者情報を共有できる新たな救急情報システムを導入します。また、災害拠点病院との連絡体制の確保のため整備している MCA 無線について、サービス終了が予定されているため、代替の連絡手段について検討を行っていきます（県・宮城県医師会・健康福祉局・消防局の 4 者協定のため、今後の協議も含む）。	健康福祉局 消防局
	22	孤立地域の救援・救助等	道路損壊等による孤立・アクセス困難地域において、迅速かつ効果的な検索・救助活動を実施するため、狭隘な道や悪路の走破性の高い車両を配備・運用し、救助体制の機動性と安全性の向上を図ります。また、消防ヘリコプターによる救助活動を円滑に実施できるよう実災害により近い環境・想定での訓練を実施します。	消防局
	23	多数傷病者発生を想定した災害対応訓練の実施[再掲]	発災時の患者受入や他医療機関との患者転院搬送など、大規模災害による多数傷病者の発生を想定した災害対応訓練を実施します。	市立病院

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	24	災害医療体制整備	災害時の医療救護活動を迅速・的確に行うため、仙台市医師会をはじめとした医療関係団体と災害時医療連絡調整本部を設置し、関係団体とは、災害発生時の医療救護活動の具体的なルールや手順を協議するとともに、参集訓練等を実施します。	健康福祉局
	25	医師等による救急現場活動体制の充実	救急現場において、医師による救命処置が直ちに開始できるよう、高度処置救急隊や消防ヘリコプター医師同乗システムを運用するなど医師等と連携を図っていきます。	消防局
	26	医療救護班(DMAT 含む)の派遣要請	災害時に宮城県へ医療救護班(DMAT 含む)の要請を行うため、災害拠点病院連絡協議会・宮城 DMAT 連絡協議会や宮城県災害医療コーディネーター意見交換会等に参加することにより、平時から宮城県との連携を強化します。	健康福祉局
	27	(仮称) 仙台市大規模災害時医療救護活動マニュアルの作成 [再掲]	大規模災害時に備え、災害時医療連絡調整本部が市災害対策本部や県災害対策本部との連絡調整等を円滑に行えるよう、マニュアルを作成します。	健康福祉局
	28	仙台市災害時消防支援協力員の養成	大規模地震発生時に消防機関が行う業務の支援活動を行うことを目的に、登録を行った仙台市災害時消防支援協力員(仙台市消防職員 0B)に対し、定期的に研修を実施するなど体制の充実を図ります。	消防局
	29	消防水利施設整備 [再掲]	耐震性のある防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、既存水槽の維持管理を継続します。	消防局
	30	消防団充実強化 [再掲]	災害対応力を強化するため、安全装備品等を更新、配備するとともに、実火災体験型訓練施設等を活用した実践的な訓練を消防職員と連携して行います。	消防局
	31	消防団活動支援 [再掲]	消防団活動拠点施設である消防団機械器具置場の機能向上を図るとともに、消防団事務の効率化を進めます。	消防局
	32	災害対応ドローンの運用	災害時の被害状況把握等の情報収集を行うため、災害対応ドローンを運用します。	危機管理局
	33	広域防災拠点の活用	宮城県が大規模災害発生時に備えて整備を計画している広域防災拠点について、支援部隊等の連携や、緊急輸送、救援物資及び必要資機材の供給等の各種機能を円滑に利用できるよう、宮城県との連携を図ります。	危機管理局 まちづくり政策局 消防局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	34	緊急消防援助隊関係 車両等の機能強化 〔再掲〕	特別高度救助隊が様々な危険な状況で使用する救助工作車、特殊災害対応車、特別高度工作車をはじめ、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急車等が登録されており、市内の災害対応でも重要な役割を果たしていることから、計画的な車両更新を通じて、機能の強化を図ります。	消防局
	35	消防団活動拠点等整備 〔再掲〕	消防団活動の拠点となるコミュニティ消防センターの計画的な整備を図るとともに、必要な補修・修繕を行うなど活動環境の向上に努めます。 また、小型動力ポンプ付積載車や資器材を計画的に更新することにより、災害対応力の強化を図ります。	消防局

施策の柱⑩ 市民への適切な情報発信

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 40	1 ※	総合防災情報音声読み上げアプリ	災害リスクや避難場所等情報の読み上げに対応したスマートフォンアプリの導入を検討し、視覚障害者や外国人等誰もが防災に関する情報に容易にアクセスできる環境を整備します。	危機管理局
行動計画 41	2 ※	災害時情報一斉送信システムの整備・運用	各種ツールの個別運用に加えて、災害時情報一斉送信システム（仙台市避難情報ウェブサイト、仙台市ホームページ、Lアラート、仙台市危機管理局 X、仙台市 LINE 公式アカウントを連携した情報発信）による避難情報等の発令が可能な仕組みを整備・運用します。	危機管理局
	3 ※	緊急速報メール機能の運用	宮城県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された際や自然災害等により市民の生命等に危険が及ぶことが危惧される際に、携帯電話の移動通信事業者が提供する緊急速報メールにより、各携帯電話端末へ避難情報の一斉配信を行います。	危機管理局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 41	4 ※	津波避難広報体制(津波情報伝達システム等) [再掲]	◆津波情報伝達システムの整備・運用 気象庁から津波警報等が発表された場合、防災行政用無線を活用して沿岸部等に設置した屋外拡声装置等からサイレンや音声で津波避難情報を一斉に伝達します。 ◆報道機関との連携 「災害時における放送(協力)要請に関する協定」に基づきラジオ・テレビ等による避難情報等を放送します。 ◆杜の都防災メール 杜の都防災メールにより地震や津波等の災害情報や避難情報等に関する情報を配信します。 ◆緊急速報メール 津波警報等が発表された場合に、避難指示を迅速に伝達するため、携帯電話等へ緊急速報メールを配信します。 ◆SNS(X(旧 Twitter)、仙台市公式 LINE) SNS(X(旧 Twitter)、仙台市公式 LINE)により津波情報や避難指示等の情報を発信します。 ◆仙台市避難情報ウェブサイト 避難指示や最寄りの避難所をホームページに掲載します。 ◆せんだい避難情報電話サービス 事前に登録した固定電話に、津波警報等の発表等に伴う避難情報を配信します。 ◆ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防車両及び広報車により、避難指示の巡回広報を行います。 ◆津波避難広報ドローン 津波警報等の発表時、海岸付近の来訪者に対して、ドローンが全自動で音声による避難広報を行います。 ◆町内会等への連絡 各区から状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報を伝達します。	危機管理局 消防局 各区
行動計画 42	5 ※	災害多言語支援センター設置・運営による外国人支援	言葉や習慣等の違いから災害時に必要な情報を入手しにくいおそれがある外国人住民を支援するため、大規模災害発生時に災害多言語支援センターを設置します。災害対策本部等からの災害情報等を多言語化して情報提供するほか、多言語での相談対応や状況に応じて避難所等をまわり、情報の収集と提供をします。	文化観光局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
	6	災害情報提供システムの運用	災害発生時の気象情報や避難情報等の災害情報を的確に市民に伝達するため、災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信します。	消防局
	7	一斉電話発信システムの運用	携帯電話やスマートフォンを持たない世帯を対象に、事前の申し込みにより登録された自宅の固定電話に避難情報等の緊急情報を一斉に発信します。(サービス名称: せんだい避難情報電話サービス)	危機管理局
	8	全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備・運用	消防庁による衛星回線を用いた緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を迅速に受信するため、システムを運用します。	危機管理局
	9	旅行者への対策	観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努めます。宿泊施設等からの効率的な情報の受発信を検討します。	文化観光局
	10	ガス供給情報の周知	災害等により万一ガスの供給を停止した場合、お客さまがホームページ等で区域(ブロック)ごとの供給情報を確認できるようにするため、毎月のガスメーター検針時に配付する「ガスご使用量のお知らせ」にガスの供給を管理する番号のブロック番号を記載しています。	ガス局

施策の柱⑪ 防災に関する人材育成

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 43	1 ※	仙台市危機管理・防災 研修プログラム	仙台市全体として、「高い危機管理・防災意識を風土として定着させる」ことを目指し、それぞれの部局が主体となって、必要な研修・訓練の企画・実施・評価・改善の一連の運用を自律的に実施します。	危機管理局 関係部局
行動計画 44	2 ※	新規採用職員を対象 とした防災研修	新規採用職員を対象に、本市の防災計画や災害発生時の対応習得をはじめとした研修を実施し、職員のさらなる防災意識の涵養に取り組んでいきます。	総務局
行動計画 45	3 ※	職員間伝承の取り組み	職員一人ひとりが「災害に強いまち仙台」を支える意識とスキルを身につけることができるよう、職員間伝承プログラムの推進や研修の実施により、東日本大震災の経験と教訓を職員間で伝えます。	まちづくり政策局

	No	事業名称	事業概要	担当局区
行動計画 46	4 ※	災害対応要員の研修	災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な災害応急対策を実施するため、職員への災害対応事前研修をより一層充実していきます。 ◆財政局 罹災証明書発行業務について、担当職員向けに研修を実施するほか、被災地への職員派遣を通して知識や経験を得るとともに、対応記録誌を作成し情報を共有します。 ◆健康福祉局 各区保健福祉班の災害対応にかかる訓練や、「災害時保健活動マニュアル」に沿った知識・技能の習得、保健活動の継承等を目的に各区で年1回以上の研修会を実施します。 ◆環境局 災害廃棄物処理について、各種団体等が実施する訓練、研修に参加するほか、被災地への職員派遣を通して知識や経験を得るとともに、報告会等により情報を共有します。 ◆建設局 下水道 BCP に基づき、災害時復旧応援に関する協定を締結している団体と合同で防災訓練を実施することにより、知識や経験を得るとともに円滑な情報共有や連携を図ります。 ◆水道局 災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、応急給水活動の研修のほか、様々な訓練を実施し、知識、技術を習得します。	財政局 健康福祉局 環境局 建設局 水道局